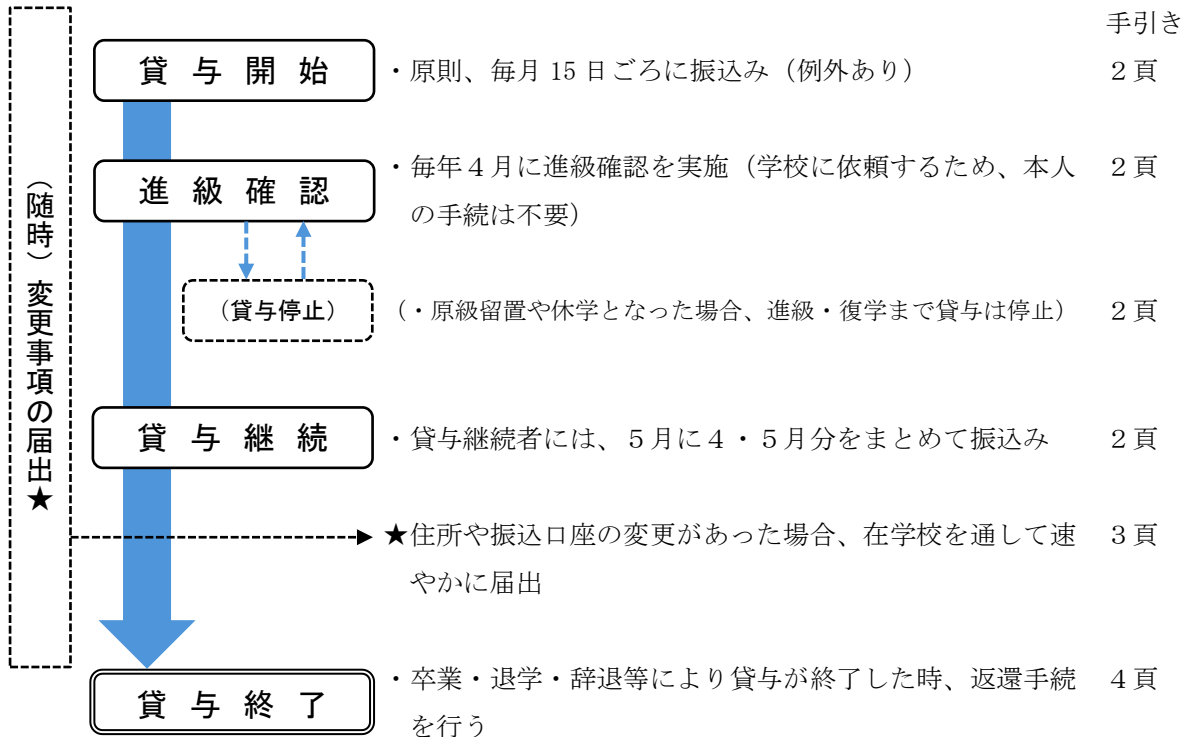


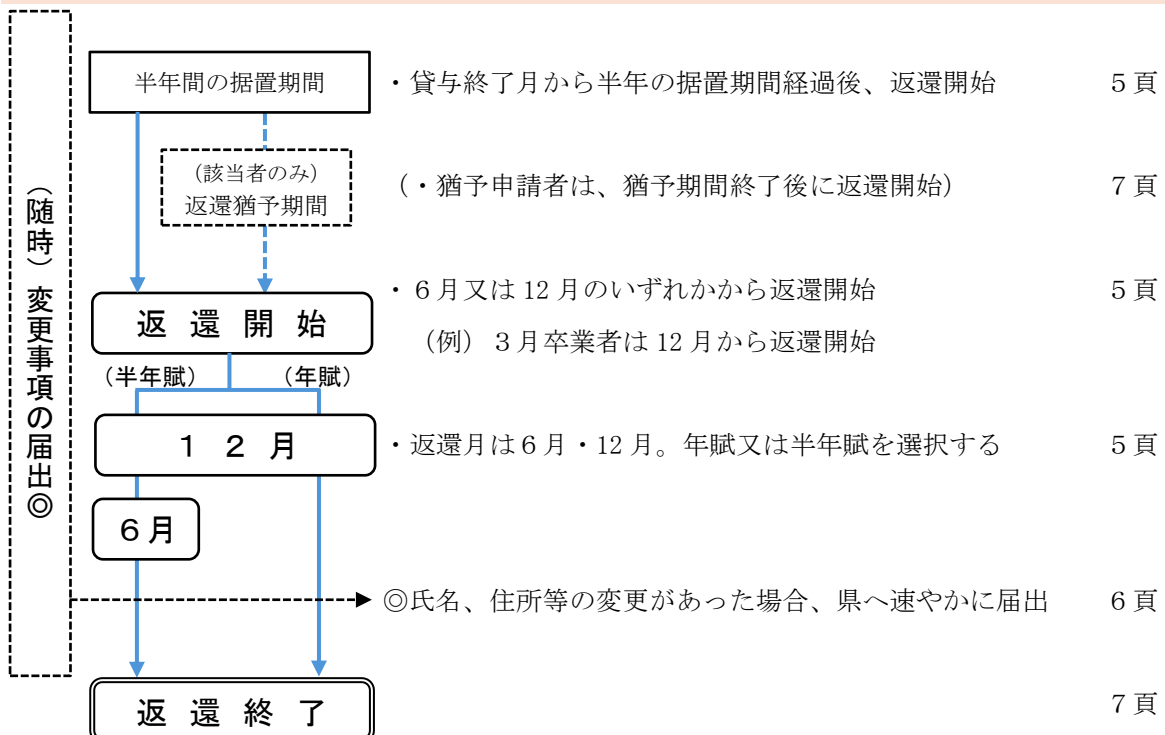
奨学資金の受領から返還までの手続

◎スケジュール図

I 奨学資金の貸与



II 奨学資金の返還



I 奨学資金の貸与

1 奨学資金の振込みスケジュールと貸与月額

奨学資金は、新規採用時や年度初め・年度末などの特別な場合を除いて、毎月15日頃に振り込まれます。

◆年度初め・年度末の振込み時期

4・5月分は進級確認に時間を要するため、5月中旬に一括で振り込まれます。また、2・3月分は、2月中旬に一括して振り込まれます。

◆休学や留年したときは…

休学・停学期間及び同一学年を再履修（留年）する年度は貸与が停止されます。復学あるいは進級の確認後に貸与は復活されます。



32頁「奨学資金受領の記録」に毎月の貸与額を記録し、現在の貸与総額を把握するようにしてください。

■奨学資金の振込み時期（貸与開始の次年度以降）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
貸与開始の次年度以降	/	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	/

○…1か月分 ◎…2か月分

■貸与月額一覧

学校種別	国公立・私立区分	通学区分	貸与月額（円）					
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
高等学校	国公立	自宅	18,000			/		
特別支援学校高等部		自宅外	23,000					
中等教育学校後期課程	私立	自宅	30,000					
専修学校高等課程 高等学校専攻科		自宅外	35,000					
高等専門学校	なし	なし	18,000		44,000		※	
大学・短大	なし	自宅	45,000			/		
		自宅外	51,000					
専修学校専門課程	なし	なし	44,000			/		

※高等専門学校専攻科も、貸与月額44,000円となります。

2 在学中の異動に伴う届出等

在学中に、奨学生又は保護者の状況が変わったときは、ただちに在学学校を通じて、所定の様式を県立高校課に提出しなければなりません。

以下の事項に当てはまるときは、在学学校の奨学金担当者又は県立高校課まで事前にご相談ください。



提出が遅れると、奨学資金の即時返納が必要になることがあります。

異動内容	提出する様式	備考
①転学	転学届（様式1）	転学先の学校を通して提出ください。 なお、学校種別や通学方法の変更により貸与月額が変更となる場合は、⑤の手続も必要となります。
②退学	退学届（様式2）	返還猶予となる場合を除き、半年の据置期間経過後から返還が開始となります。
③休学	休学届（様式3）	休学月の翌月から貸与を停止します。
④復学	復学届並びに奨学資金貸与復活願（様式4）	復学月の翌月から貸与を復活します。
⑤貸与月額が変更となる時 （・転学による学校区分の変更 ・自宅⇄自宅外の変更）	奨学資金貸与区分変更願（様式4の2）	変更のあった月の翌月から貸与月額を変更します。
⑥奨学生本人の死亡	奨学生死亡届（様式5）	
⑦住所又は氏名に変更があったとき	住所（氏名）変更願（様式6）	
⑧奨学資金振込口座を変更するとき	振込口座変更届出（様式6の2）	元の口座はしばらく解約しないでください。（すぐに変更が反映されない場合があります。）
⑨奨学資金を辞退するとき	奨学資金貸与辞退届（様式7）	返還猶予となる場合を除き、半年の据置期間経過後から返還が開始となります。
⑩保証人を変更するとき	保証人変更届（様式11）	新しい保証人の印鑑登録証明を添えて提出してください。

3 貸与終了（卒業又は貸与取消）時の手続

卒業したとき又は退学・辞退等により貸与を取り消されたときには、所定の様式による「奨学資金借用証書」等を提出し、返還の手続を行わなければなりません。

◆返還の手続

奨学資金借用証書を作成し、返還期間や回数、1回当たりの返還額を定めます。
(保証人2名の連署と印鑑登録証明の添付が必要です。)
また、返還金の振替口座もこの時に登録します。



重要な書類ですので、提出前にコピーを取るとともに、33頁の「奨学資金返還方法の記録・返還口座の記録」に必ず転記してください。

原則として、貸与終了後6か月の据置期間を経て返還が始まりますが、進学・在学中などの理由で返還猶予を申請できる場合がありますので、希望する場合は必ず手続を行ってください。

⇒7頁「5 返還の猶予」参照

Ⅱ 奨学資金の返還

1 奨学資金の返還方法

(1) 返還期間

返還事由（卒業又は貸与取消）が生じた日の属する月の翌月から、6か月の据置期間を含め、10年6か月以内に全額返還の必要があります。

（例：令和6年3月に卒業となった場合、令和6年12月から返還開始となります。）

(2) 返還回数

年賦又は半年賦のどちらかで返還いただきます。（月賦はありません。）

返還方法	返還月	返還回数
年 賦	毎年12月中旬（年1回）	最大10回払
半年賦	毎年6月中旬と12月中旬（年2回）	最大20回払

(3) 口座振替とその案内について

奨学金は、本人名義の口座から口座振替で返還していただきます。

◆返還の案内

- ・返還月の上旬には、振替日・振替額・金融機関名を記載した案内を送付しますので、残高等にご留意ください。
- ・住所・氏名が変更となった場合、この案内が届かないため、速やかに届け出てください。郵便物が届かない場合、保証人に連絡します。

⇒6頁「3 返還中の異動に伴う届出等」参照



奨学資金は、貸与終了後、必ず返還しなければなりません。

返還金は新たな奨学資金の財源となります。返還が滞ると、他の学生への貸与ができなくなる恐れがあります。

病気その他の理由で返還が一時的に困難となった場合は、県立高校課までご相談ください。

2 返還金の督促及び延滞利息

返還日に口座振替できなかつた場合は、「納入通知書」を送付しますので、早急に金融機関窓口で払い込んでください。

◆滞納となった場合

- ・期日を過ぎても納入されない場合、督促状の送付や保証人への請求を行うこととなります。また、滞納金には、年7.3%の延滞利息が加算されます。
- ・滞納者には、本県職員又は回収業務委託を受けた者が自宅や勤務先へ訪問し、今後の返還方法について相談することがあります。

3 返還中の異動に伴う届出等

返還が終了するまでの間に、本人の氏名・住所・職業等や保証人に変更があったときは、以下の様式により、県立高校課へ届け出てください。

異動内容	様式	備考
①住所・氏名の変更	住所（氏名）変更届（様式6）	電子申請可
②勤務先の変更	勤務先変更（転職）届（様式9）	電子申請可
③住所及び職業の変更	住所及び職業届（様式8）	電子申請可
④保証人の変更	保証人変更届（様式11）	新しい保証人の印鑑登録証明書を添えて提出してください。
⑤引落口座の変更	—	返信用封筒（返信先記入・返信用切手貼付）を県立高校課まで送付ください。折り返し必要な様式を送付します。

4 繰上返還について

申出により、残額を一括して繰上返還することができます。

なお、口座振替には対応していません。県から送付する「納入通知書」により、金融機関窓口で払込することとなります。

◆繰上返還のスケジュール

- ①残額等の確認（残額や返還時期確認のため、県立高校課まで必ずお問合せください。）
- ②「富山県奨学資金繰上返還申出書」を記入し提出（この手引き又はホームページに掲載されている様式を使用してください。） ※電子申請可
- ③県から「納入通知書」が送付されるので、金融機関窓口にて払込み

5 返還の猶予

以下の事由に該当する場合、返還の猶予を受けることができます。(免除ではなく、あくまで猶予であることにご留意ください。)

なお、書類は返還月の2か月前までに提出願います。

事由	提出書類	猶予される期間
貸与終了後、進学又は引き続き在学中の場合	奨学資金返還猶予申請書(様式12) 奨学資金返還方法変更願(様式10) 在学証明書(学生証のコピーは不可)	学校に在籍している間
災害、病気、負傷等その他やむを得ない事由により返還が困難な場合	事由によって提出書類が異なるため、事前にご相談ください。 (例: 医師の診断書等)	返還が困難であると認められる期間

※「奨学資金返還猶予申請書(様式12)」及び「奨学資金返還方法変更願(様式10)」については、電子申請が可能です。

6 返還の終了

貸与を受けた奨学資金が全額返還されたことを確認後、貸与終了時に提出いただいた奨学資金借用証書を返却します。

これをもって、返還にかかる手続はすべて終了となります。

7 お問合せ先及び各種書類の提出先について

各種お問合せや書類の提出は、下記までお願いします。

なお、お問合せの際は、決定番号・氏名・貸与校・生年月日等をお尋ねしますので、あらかじめお手元にご用意ください。

〒930-8501
富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会教育みらい室県立高校課学事担当
TEL 076-444-3448 FAX 076-444-4437

各種様式や記入例を県立高校課のホームページでも掲載しています。「富山県奨学資金 届出」で検索してください。

また、電子申請が可能な手続については、「富山県電子申請サービス」から申請することができますので、ご利用ください。